い場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第四十条本文中「法第十七条の三十六第十六項」とあるのは「法第十七条の四十二の規定により読み替えられた法第十七条の三十六第十六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月五日）から施行する。

○厚生労働省令第八十九号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第十六条の二第二項、第十六条の五第二項並びに第六十一条第九項、第十一項、第十四項及び第十六項の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等） **第三十三条**　削除	（法第十六条の二第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの） **第三十三条**　法第十六条の二第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の労働者とする。
（法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等） **第三十四条**　法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。	（法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等） **第三十四条**　法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。
（法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等） **第三十九条**　削除	（法第十六条の五第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの） **第三十九条**　法第十六条の五第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の労働者とする。
（法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等） **第四十条**　法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。	（法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等） **第四十条**　法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

2　前項に規定する一日未満の単位で取得する子の看護休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、子の看護休暇を取得しようとする労働者を雇用する事業主は、当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による時間数で子の看護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲

二　子の看護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）